



JPHMAからの緊急報告

新型コロナウイルスワクチンが努力義務と政府が閣議決定！

10月27日（火）日本政府は新型コロナウイルスワクチンについて極めて重要な閣議決定を行いました。

「新型コロナワクチン迅速接種へ法改正」閣議決定の解説（共同通信報道内容）

「政府は27日、新型コロナウイルスワクチンを多くの人に迅速に接種する体制を整備するための予防接種法改正案を閣議決定した。接種費用は政府が全て引き受け、自治体や個人の負担は求めない。接種後に重い副作用による被害が出た場合に備えて患者の救済措置を整え、企業が払う損害賠償金を政府が補償する契約を結べるようにする。予防接種法に基づく「臨時接種」としてワクチンを提供。この仕組みでは国民に接種の努力義務が生じるが、有効性や安全性が十分に確認できない場合は、努力義務を適用しない規定も盛り込んだ。

政府は、2021年前半までに国民全員に提供できる量の確保を目指す。」（共同通信 引用終わり）

ポイントはMMRワクチンの大規模な健康被害により1994年、予防接種法が改正され、定期接種が「義務接種」から「努力義務」に切り替えられました。新型コロナウイルスワクチンは「臨時接種」として「努力義務」になることです。この聞きなれない法律用語「努力義務」という言葉の意味を正確に理解することが必要です。

★努力義務とは、(ウィキペディアより)★

「日本の法制上「～するよう努めなければならない」などと規定され、違反しても刑事罰や過料等の法的制裁を受けない作為義務・不作為義務のことである。遵守されるか否かは当事者の任意の協力にのみ左右され、またその達成度も当事者の判断に委ねられる。」

結論として強制を伴う「義務接種」にはならなかったということです。しかし「努力義務」の場合でも、医療機関、官民あげて予防接種キャンペーンが行われれば、「義務接種」であると勘違いする人も多いでしょう。

また、「この仕組みでは国民に接種の努力義務が生じるが、有効性や安全性が十分に確認できない場合は、努力義務を適用しない規定も盛り込んだ。」とあります。国やワクチン開発メーカーに対しても十分な情報開示を求め、重大な副反応などの安全情報が隠蔽されることがないように、国民の監視も必要でしょう。

さらに、「接種費用は政府が全て引き受け、自治体や個人の負担は求めない。接種後に重い副作用による被害が出た場合に備えて患者の救済措置を整え、企業が払う損害賠償金を政府が補償する契約を結べるようにする。」という閣議決定も健康被害を前提に後からお金で解決すればとは本末転倒でこれでは薬害はなくなりません。

本来、政府は安全性を厳しく検証し、重い健康被害や薬害がでる可能性が排除できない医薬品やワクチンを国民に使わせないことでしょ。安全性がさだかでないものは使用許可を出さないというEUなど採用する「予防原則」にのっとり、憲法に保障される基本的人権に沿って国民の健康を守るのが本来の政府の役割だと考えます。薬害オンブズパーソン会議が、10月6日に田村厚労相に提出した「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のワクチンに関する意見書」でも書いているように「接種後に重い副作用による被害が出た場合に備えて患者の救済措置を整え、企業が払う損害賠償金を政府が補償する契約を結ぶ」という姿勢自体にも問題があるといえましょう。そもそも政府が保証するといっても、国民の税金で負担されるもの。過去繰り返されてきた予防接種被害でも被害者の認定もなかなか進まず、訴訟も起こっており、被害者に満足な金額が補償されてきたのかという事実もあわせて知っておく必要があります。

これらのことを、しっかりと理解されたうえで、これからの新型コロナウイルスワクチンについてどのような対応するかを各自でよく情報収集し判断し対応していただきますよう、宜しく願いいたします。

一般財団法人 日本ホメオパシー財団、日本ホメオパシー医学協会

(参考リンク)

▼新型コロナウイルスワクチンについての公開質問状 (日本消費者連盟)

https://nishoren.net/new-information/open_letter/13506

▼「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のワクチンに関する意見書」(薬害オンブズパーソン会議)

<http://www.yakugai.gr.jp/topics/topic.php?id=997>

(上記より抜粋)

「政府はワクチン企業の要請に応じて、副作用被害が起きた際の損害賠償責任について企業を免責する措置をとると公表している。企業を免責することで、世界中で争奪戦が激化しているワクチンを日本に供給しやすくするのが狙いであると報道されている。しかしこの制度は、ワクチン企業を賠償リスクから解放することによって、事前の十分な安全性の検証に対する動機付けを著しく弱めるものとなりかねず、問題である。そもそも、国は企業責任を肩代わりしなくても、一定の要件のもとに企業とともに副作用被害について損害賠償責任を問われる立場にあり、国が肩代わりするからといって被害者の救済内容が厚くなるというものではない。したがって、企業免責は妥当ではない。」(引用ここまで)

由井寅子名誉会長講演会のご案内

■由井寅子名誉会長の「コロナを越えてタブーを越えてこの時代を生き抜く 10 の講座 第 5 回「医」

【新型コロナ遺伝子組み換えワクチンは果たして安全か？】

日本政府が接種を予定しているまだ実用化されたことのない各社の遺伝子組み換えワクチンのリスクの詳細、どのタイプが最も危険と予想されるかなどの大事なお話をします。皆さまや家族の健康を守るためには極めて重要なお話ですので、ぜひご視聴ください。大切な方にはご案内ください。

●10/31 (土) 10 時、14 時、18 時 及び 11/8 (日) 14 時、18 時 自宅オンライン再配信

▼詳細・お申し込み

<https://www.homoeopathy.ac/event/17269/>

▼10/22 (木) ライブ レポートと参加者の感想

<https://www.homoeopathy.ac/class-scene/17290/>

■第 6 回「環境 2」では 4 G、5 G など電磁波の問題や柔軟剤など「香害」に代表される化学物質過敏症の問題 様々な環境有害物質への対処がテーマになりますが、この講演の中でも一部ワクチンの問題にも触れる予定です。

●11/8 (日) 10 時-12 時半 CHhom 東京校ライブ、CHhom 各校中継、自宅オンライン配信

11/20 (金) 10 時、14 時、18 時 自宅オンライン再配信

▼詳細・お申し込み

<https://www.homoeopathy.ac/event/17288/>

■第 7 回「年末ライブ」

●12/26 (土) 10 時-12 時半

CHhom 東京校ライブ、CHhom 各校中継、自宅オンライン配信

今年起こった「新型コロナ」など様々な摩訶不思議な禍事 (まがごと) の数々には、その背景にこの時代を生き抜いていくために私たちが知っておかなければならない様々な大事な情報があります。皆さまと一緒にしっかりと振り返り、考えていく講演となります。

ぜひこれらの講演会に参加、または視聴ください。